# ＜職場の受動喫煙防止対策の進め方＞

## （１）現状把握と分析

◆ 以下の例などを参考にして、事業者と事業場に関する情報を集め、求められる対策や実施するための課題などを検討しましょう。

◆ なお、**妊娠している方、呼吸器・循環器疾患のある方および未成年者は**、受動喫煙の影響を受けやすい懸念があるため、**格別の配慮が必要**です。

**現状把握で収集する情報の例**

① 特に配慮すべき労働者の有無
（例：妊娠している方、呼吸器・循環器に疾患のある方、未成年者）

② 職場の空気環境の測定結果

③ 事業場の施設の状況
（例：事業場は外壁に接しているか、事業場は賃借か、消防法や建築基準法などの他法令による制約はあるか）

④ 労働者や顧客の受動喫煙防止に対する理解度、意見・要望

⑤ 労働者や顧客の喫煙状況

## （２）具体的な対策を決める

◆（１）の分析の結果をふまえて、具体的な対策（**実施可能な対策のうち、最も効果的なもの**）を決定します。
施設設備の「ハード面」と、計画や教育などの「ソフト面」の対策を効果的に組み合わせましょう。

**施設設備（ハード面）の対策例**

・敷地内全面禁煙
・屋内全面禁煙（屋外喫煙所）
・空間分煙（喫煙室）
・十分な換気（飲食店など）

**計画や教育など（ソフト面）の対策例**

・担当部署の決定
・推進計画の策定
・教育・啓発・指導
・周知・掲示
※ソフト面の対策は組み合わせて実施すると効果的です

◆ **対策の決定や計画の策定にあたっては、衛生委員会（安全衛生委員会）で調査・審議**をしましょう。
※衛生委員会がない事業場も、関係労働者の意見を聞くようにしましょう。

## （３）対策を実施する・点検する・見直す

◆「事業者および事業場の実情」は時間とともに変化するので、必要に応じて、対策の内容を見直しましょう。

◆ 事業場内に喫煙可能な区域（例：喫煙室）がある場合は、定期的に空気環境の測定を行いましょう。

**空気環境の目安**

① **浮遊粉じん濃度：0.15 mg/m³以下**
※飲食店などで換気を行う場合、70.3×（席数）m³／時間以上の換気量が目安

③ **喫煙室内に向かう気流：0.2 m／秒以上**（煙の漏れ防止のために必要な気流）

▶ 対策の実施方法や測定方法の例は、平成27年５月15日付け基安発0515第1号通達に記載されています。